

参考様式第2

空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区的区域

(1) 実施地区的区域

所在地：菊川市全域 面積：94.19 h a

2. 基本の方針

(1) 実施地区的概要

菊川市は静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中心を一級河川菊川が流れ、東側の牧之原台地に広がる日本一の大茶園と平野部の田園地帯など、緑豊かな自然環境と都市機能が共存する、温暖な気候に恵まれた地域です。

市内には、JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジなどを有しています。また、富士山静岡空港やJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、新東名高速道路に近接し、交通の利便性を活かして将来に向け大きく発展することが期待されています。

(2) 実施地区的課題

当市の人口は令和7年3月末現在で46,961人であり、国立社会保障人口問題研究所が令和5年度に公表した将来人口予想では令和27年（2045年）には42,696人まで減少し、65歳以上人口の割合は33.1%に上ると推計されており、人口減少と高齢化の進展により空家等の戸数増加が懸念されます。

適切に管理されていない状態の空家等が増加することにより地域の住環境の悪化を防ぐため、空家等の発生予防及び利活用並びに除却の促進による総合的な空家等対策を通じて都市の活力を維持する必要があります。

(3) 実施地区的整備の方針

当市における空家等対策は、菊川市空家等対策計画に基づいて実施し、利活用や除却を推進するために空家等の状態に応じて必要な事業及び措置を実施し、所有者責任の完遂を支援又は指導していきます。

(4) 空き家対策総合実施計画の目標

単位：戸

区分／年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
除却数	1	1	1	1	1
活用数	3	3	3	3	3

(5) 連携した協議会等の概要

名称：

代表者：

主な構成員：

3. 空き家の活用と除却に関する事項

(1) 空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	空き家又は跡地の活用用途	棟数	事業実施予定期
活用	所有者等	空家住宅等	移住者向け住宅	2	R8.4-R12.3
	所有者等	空家住宅等	子育て世帯向け住宅	1	R8.4-R12.3
除却	所有者等	不良住宅	定め無し	1	R8.4-R12.3
測量・試験等	—	—	—	—	—
実態把握	—	—	—	—	—

- (2) 除却後の跡地の計画的利用に係る周辺住民等への周知方法（制度要綱第25第6項第二号口に関する第一号第イaに該当する空き家住宅等の除却の場合）
- 市町村のホームページ等に掲載 看板等による掲示
 その他（ ）

4. 他の空き家対策に関する事項※

(1)他の空き家対策に関する事項

・空き家対策附帯事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施予定時期
—	—	—	—
—	—	—	—

・空き家対策関連事業

事業手法	施行者	事業対象地区	事業内容	事業実施予定時期
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

・空き家対策促進事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施予定時期
—	—	—	—
—	—	—	—

(2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

事業概要	施行者	事業実施予定期
【菊川市空き家バンク】 市内の空き家情報を登録し、空き家の購入希望者へ情報発信を行う。	菊川市	R3.5-
【空き家相談会】 売買、相続、リノベーションなど空き家に関する多様な困りごとに対応するため、各分野の専門家を招いた相談会を市単独又は県と共に実施する。	菊川市	R5.4-
【我が家の終活セミナー】 空き家問題について所有者意識を啓発するため、管理不全な空き家になる前に自宅の今後を考えるきっかけとして、高齢者や空き家を相続した方等を対象としたセミナーを開催する。	菊川市	R8.4-
【旧耐震基準空き家除却事業】 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の空き家を除却する費用の一部を補助する。	菊川市	R7.4-

5. その他必要な事項※

無し

- (注1) 空き家対策基本事業については、原則として活用と除却の両方を記入すること。
ただし、活用と除却の実施期間は同一年度でなくてもかまわない。
- (注2) 空き家対策附帯事業、空き家対策関連事業、空き家対策促進事業については、
4(1)の該当箇所に各事業の必要事項を記入すること。
- (注3) 住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第3項第一号、第二号に掲げるもののうち、空き家対策総合実施計画に関連する記述について抜粋したものを添付すること。
- (注4) ※の事項については該当がない場合はその旨を記入すること。
- (注5) 制度要綱第25第2項の規定に基づき、空家等対策計画と重複した内容の記載がある事項については定めることを要しない。